

事 務 連 絡
平成 27 年 5 月 19 日

各都道府県消防防災主管部 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

簡易宿所火災に係る国土交通省及び厚生労働省の発出通知について（情報提供）

5月17日に発生した神奈川県川崎市の簡易宿泊所火災に係る防火対策については「簡易宿所に係る防火対策の更なる徹底について」（平成27年5月18日付け消防予第201号）により、対応いただいているところですが、国土交通省及び厚生労働省からも担当部局へ別添のとおり防火対策等についての通知が発出されましたので関係部局との連携に際し、参考としてください。

各都道府県消防防災主管部にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いします。

国住指第566号
平成27年5月18日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

簡易宿所に係る違反对策の徹底について

5月17日未明に神奈川県川崎市の簡易宿所において発生した火災により、死者5人、負傷者19人の犠牲が出たことについては、誠に遺憾である。

当課においては、火災発生後、職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、火災原因調査等を行っているところである。

現段階では、建築物の状況等も明らかではないものの、違反建築物であった疑いも指摘されているところである。

当面は、類似の火災の発生を防止するために、簡易宿所に対する違反对策等、指導の徹底を図られたい。また、貴管下の特定行政庁にもこの旨指導方願いする。

なお、防災査察の実施、是正指導等を行うにあたっては、関係部局との連絡を密接に行うよう留意されたい。

記

1. 違法に建築されている物件への対応

消防部局、旅館業法の担当部局と必要に応じて連携し、違法に建築（新築、増築など）されている簡易宿所がないかどうか確認を行い、当該違反等があった場合には、適切に是正措置を講じること。

※ 違反物件等の情報を把握した場合は、平成18年5月11日付け国住指第541号「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について（技術的助言）」及び平成23年9月8日付け国住安第28号「違反行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の対応について」に準じて、地方整備局等を通じ国土交通省へ当該情報を提供するようお願いいたします。

2. 防災査察の重点実施

過去に行った防災査察、定期報告等で指導した事項が是正されていないもの、定期報告が未提出であるもの等に重点を置いて、簡易宿所を対象とした防災査察を実施すること。

健衛発0519第1号
平成27年5月19日

各

| |
|------|
| 都道府県 |
| 政令市 |
| 特別区 |

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長
（ 公 印 省 略 ）

簡易宿所に係る防火対策の更なる徹底について

5月17日未明に発生した神奈川県川崎市内の簡易宿所の火災については、まだ全容は明らかではありませんが、現段階で、死者5人、負傷者19人の犠牲者が確認されています。

簡易宿所の防火対策については、昭和56年1月30日付け環指第14号厚生省環境衛生局指導課長通知「旅館業に対する防火安全対策の徹底について」等に基づいて、旅館業の営業者に対する指導等を行っていただいているところでありますが、今回の火災を受けて、新たに、5月18日付けで国土交通省から建築部局に対して別添1のとおり、関係部局と連携し、違法に建築されている物件の有無の調査等とともに防災査察の重点実施に関する要請がなされたところです。消防庁からも同様に消防部局に対して別添2のとおり、関係機関と情報共有等を行いつつ、簡易宿所に係る防火対策の更なる周知徹底を図るよう要請されています。

ついては、貴職におかれましては、簡易宿所の防火対策の強化に向けて、建築部局、消防部局等の関係機関との情報共有に努めるとともに、関係機関より求めがあった場合には、適宜、情報提供を行うなど連携して対応するようお願いいたします。

国住指第 5 6 6 号
平成 2 7 年 5 月 1 8 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

簡易宿所に係る違反对策の徹底について

5 月 1 7 日未明に神奈川県川崎市の簡易宿所において発生した火災により、死者 5 人、負傷者 1 9 人の犠牲が出たことについては、誠に遺憾である。

当課においては、火災発生後、職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、火災原因調査等を行っているところである。

現段階では、建築物の状況等も明らかではないものの、違反建築物であった疑いも指摘されているところである。

当面は、類似の火災の発生を防止するために、簡易宿所に対する違反对策等、指導の徹底を図られたい。また、貴管下の特定行政庁にもこの旨指導方願いする。

なお、防災査察の実施、是正指導等を行うにあたっては、関係部局との連絡を密接に行うよう留意されたい。

記

1. 違法に建築されている物件への対応

消防部局、旅館業法の担当部局と必要に応じて連携し、違法に建築（新築、増築など）されている簡易宿所がないかどうか確認を行い、当該違反等があった場合には、適切に是正措置を講じること。

※ 違反物件等の情報を把握した場合は、平成 18 年 5 月 11 日付け国住指第 541 号「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について（技術的助言）」及び平成 23 年 9 月 8 日付け国住安第 28 号「違反行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の対応について」に準じて、地方整備局等を通じ国土交通省へ当該情報を提供するようお願いいたします。

2. 防災査察の重点実施

過去に行った防災査察、定期報告等で指導した事項が是正されていないもの、定期報告が未提出であるもの等に重点を置いて、簡易宿所を対象とした防災査察を実施すること。

消 防 予 第 201 号

平成 27 年 5 月 18 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長

(公 印 省 略)

簡易宿所に係る防火対策の更なる徹底について

5月17日に発生した神奈川県川崎市の簡易宿泊所の火災（別紙参照）において、5月18日19時30分時点で、死者5名、負傷者19名（重症：6名、中等症：2名、軽症：11名）が確認されています。

当庁では、現地に職員を派遣し、関係機関とも協力の上、消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官の火災原因調査を行っているところですが、類似の火災発生を防止するために、当面は管内の簡易宿所に対し、下記の事項に留意の上、防火安全対策の更なる徹底を図られますようお願いいたします。

なお、今回火災が発生した簡易宿所（いわゆる簡易宿泊所）については、特に上記対策を講ずることが重要であるため、必要に応じて建築部局や衛生部局などの関係機関と情報共有等を行うとともに、当該簡易宿所に係る情報提供などの依頼があった場合は、適切に対応するようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

記

1 夜間における応急体制の確保

消防訓練の実施については、消防計画等に基づき、適切な訓練となるよう指導いただいているところですが、夜間に火災が発生した場合、就寝中の利用者があるなど避難に遅れが生じる可能性等があり、従業員による避難誘導、通報等の確実な実施が重要になることから、夜間に火災が発生したことを想定した訓練を加えるなど、施設の実情を踏まえた訓練の実施指導を図ること。

2 消防法令違反の是正の徹底

簡易宿所において、消防用設備等の設置状況や防火管理の実施状況に係る消防法令違

反がある場合は、火災発生時に大きく被害が拡大することが予想されることから、管内の簡易宿所の消防法令違反を覚知した場合には、重点的に改善指導を図り、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずること。

3 火災予防対策の推進

簡易宿所における、火災予防対策の推進を図るために、次の事項に留意され、出火防止、避難管理等の徹底を図ること。

- (1) 建物の周囲に燃えやすい物を放置しないなど、放火防止対策の徹底を図ること。
- (2) 喫煙等の火気管理の徹底を図ること。
- (3) 厨房機器等の火気使用設備・器具の管理の徹底を図るとともに、過熱防止装置などの出火防止機能に優れた機器等の使用の推進を図ること。
- (4) 階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底を図ること。
- (5) 寝具・布張り家具（ソファ等）に防炎性能（これに相当する着火防止性能を含む。）を有する製品の使用の推進を図ること。

川崎市簡易宿泊所火災（第5報）

消 防 庁

平成27年5月18日

20時45分現在

※下線部は前回からの変更箇所

1 発生日時等

発生時刻：調査中

覚知時刻：平成27年 5月17日 2時10分

鎮圧時刻：平成27年 5月17日 4時31分

鎮火時刻：平成27年 5月17日 19時00分

2 発生場所

住 所：川崎市川崎区日進町26番3号

用 途：簡易宿泊所2棟

3 建物概要

(出火建物)

構造：木造

階数：2階建て

建築面積：227m²延面積：545m²

(類焼建物)

構造：木造

階数：2階建て

建築面積：195m²延面積：463m²

4 死傷者等

(1) 人的被害

死 者：5人

負傷者：19人（重症6人、中等症2人、軽症11名）

(2) 建物被害

(火元建物)

焼損程度：全焼

焼損床面積：調査中

(類焼建物)

焼損程度：全焼

焼損床面積：調査中

5 火災原因等

調査中

6 消防用設備等の設置状況

消火器、自動火災報知設備、漏電火災警報器、避難器具、誘導灯

7 防火管理の状況

防火管理者選任有、消防計画届出有

8 最新の立入検査

平成26年 8月14日 (火元建物)

9 消防庁の対応

| | | |
|----------|--------|--|
| 5月17日(日) | 8時15分 | 川崎市から第1報受領 消防庁災害対策室設置(消防庁第1次応急体制) |
| | 9時30分 | 川崎市から第2報受領 |
| | 13時30分 | 川崎市から第3報受領 |
| | 16時00分 | 川崎市から第4報受領 |
| | 17時00分 | 川崎市から第5報受領 |
| | 20時00分 | 川崎市から最終報受領 |
| | 21時00分 | 消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官 の火災原因調査を実施することを決定 |
| 5月18日(月) | 8時30分 | 消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官 の火災原因調査のため消防庁職員2名及び消防研究 センター職員6名が川崎市消防局に到着 |
| | 9時30分 | 川崎市消防局他、関係機関と合同で実況見分を開始 |
| | 18時30分 | 川崎市消防局他、関係機関との実況見分を終了 |
| | 20時45分 | <u>各都道府県消防防災主幹部長等あてに消防庁予防課 長から「簡易宿所に係る防火対策の更なる徹底につ いて」(平成27年5月18日付け消防予第201号)を 通知</u> |